

平成 30 年度予算概算決定概要 (参考資料)

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| P 1 : 被災者支援総合交付金等 | ＜復興庁・厚生労働省＞ |
| P 2 : 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等 | ＜厚生労働省＞ |
| P 3 : 復興道路・復興支援道路の整備 | ＜国土交通省＞ |
| P 4 : 森林整備事業 | ＜農林水産省＞ |
| P 5 : 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 | ＜経済産業省＞ |
| P 6 : 観光復興関連事業 | ＜国土交通省・復興庁＞ |
| P 7 : 復興水産加工業等販路回復促進事業 | ＜農林水産省＞ |
| P 8 : 福島県農林水産業再生総合事業 | ＜農林水産省＞ |
| P 9 : 福島県営農再開支援事業 | ＜農林水産省＞ |
| P 10 : 福島イノベーション・コースト構想関連事業 | ＜経済産業省・農林水産省＞ |
| P 11 : 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 | ＜経済産業省＞ |
| P 12 : 自立・帰還支援企業立地補助金 | ＜経済産業省＞ |
| P 13 : 福島再生加速化交付金 | ＜復興庁＞ |
| P 14 : 福島生活環境整備・帰還再生加速事業 | ＜復興庁＞ |
| P 15 : 鳥獣被害対策 | ＜復興庁・環境省＞ |
| P 16 : 中間貯蔵施設の整備等 | ＜環境省＞ |
| P 17 : 放射性物質汚染廃棄物処理事業等 | ＜環境省＞ |
| P 18 : 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 | ＜環境省＞ |
| P 19 : 風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの強化 | ＜復興庁等＞ |

被災者支援総合交付金等 30年度概算決定額 208億円【復興】 (29年度予算額 214億円)

概要

復興の進展に伴い、被災者を取りまく課題は多様化・複雑化しており、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

また、専門的な心のケアへの支援について、双葉郡への新たな支援拠点の設置や福島県外避難者のための相談体制の強化を実施。

被災者支援総合交付金（復興庁）

30年度概算決定額 **190億円**
(29年度予算額 200億円)

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- ①被災者支援総合事業
 - ・住宅・生活再建支援
 - ・「心の復興」
 - ・高齢者等日常生活サポート
 - ・コミュニティ形成支援
 - ・県外避難者支援
 - ・被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

被災者の心のケア支援体制の構築（厚生労働省）

30年度概算決定額 **18億円**
(29年度予算額 14億円)

被災3県では、心のケアセンターを設置し、訪問支援、電話相談、来所相談等に対応している。

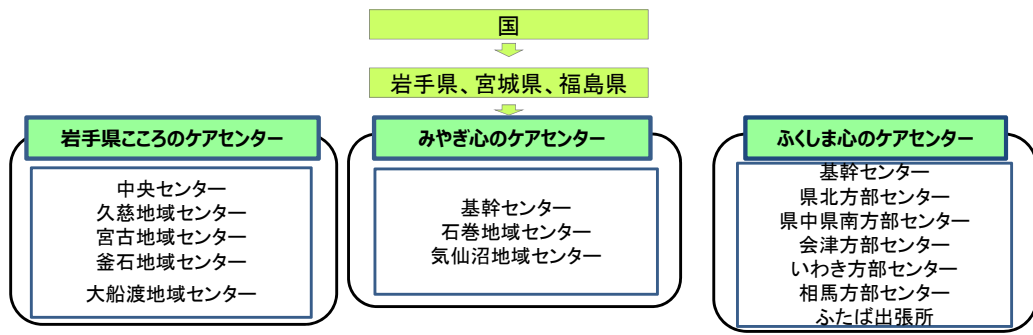
被災者の方々にきめ細かな心のケアを実施するため、従来の取組の充実・強化を図る。

I. 専門的な心のケアの充実・強化

- 被災3県の心のケアセンター間の更なる情報交換・連携強化
- 双葉郡に心のケアセンターの新拠点の整備
- 福島県外避難者に対する心のケア支援の充実・強化
(戸別訪問を含めた相談体制の充実)
- 復興を支える支援者の支援体制の充実

II. 研修・調査研究

- これまでの相談事例を踏まえた心のケア専門研修や災害後の地域精神保健活動への支援の在り方の調査研究



コミュニティ形成、心身のケア及び被災者支援に携わる方々への支援等の課題に対する取組を一体的に支援

相双地域等における介護サービス提供体制の確保等

平成30年度予算案：5.4億円
厚生労働省事業（東日本大震災復興特別会計）

- 避難指示解除区域に住民が安心して帰還できるためには、介護提供体制の整備が不可欠。
- 地域で著しく不足する**介護人材の確保を更に加速化**するため、相双地域等の介護施設等への**就労希望者に対する支援**を拡充するとともに、**応援職員の確保支援**を新たに実施する。
- さらに、人材確保策が効果を発揮するまでの間、避難指示解除区域等の**介護施設等**（入所施設・訪問系居宅サービス事業所）への**運営支援**を行う。

I 福祉・介護人材の確保

<現状>

- ・福祉・介護人材は依然として著しく不足。

（参考）介護関係職種の有効求人倍率（29年10月現在）
福島 3.27 うち相双地域 4.42 全国 3.83

支援内容

（被災地における福祉・介護人材確保事業（2.0億円））

福祉・介護人材確保に向けた支援策を新設・拡充。

- （1）就労希望者に対する支援（貸付制度）の拡充
 - ・就職準備金の増額（50万円の貸付制度を追加）
従来：30万円（1年間の業務従事で返済免除）
⇒50万円（2年間の業務従事で返済免除）を追加
 - ・貸付対象者の拡大（県内から避難指示解除区域への帰還者を対象に追加）
※従来は、県外から相双地域等への就労希望者が対象
- （2）応援職員の確保支援（新規）
 - ・福祉・介護人材の出向を促す環境整備
※避難指示解除区域等の介護施設等が対象

II 介護施設等への運営支援

<現状>

- ・入所施設においては介護人材の確保が難しく、入所者の定員までの受入れが当面困難な状況。
- ・訪問介護などの訪問系居宅サービスにおいては、利用者を十分確保することが当面難しい状況。

支援内容

（長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業（3.4億円））

人材確保策が効果を発揮するまでの間、介護施設等への運営支援を、平成32年度まで時限的に実施。

- （1）入所施設
 - ・避難指示解除区域等の入所施設に対して、運営支援のための措置を実施。
- （2）訪問系居宅サービス事業所（訪問介護・訪問看護事業所等）
 - ・避難指示解除区域内で事業所を再開・新設する場合や避難指示解除区域内に事業所がなく外部の事業所がサービス提供する場合に、運営支援のための措置を実施。

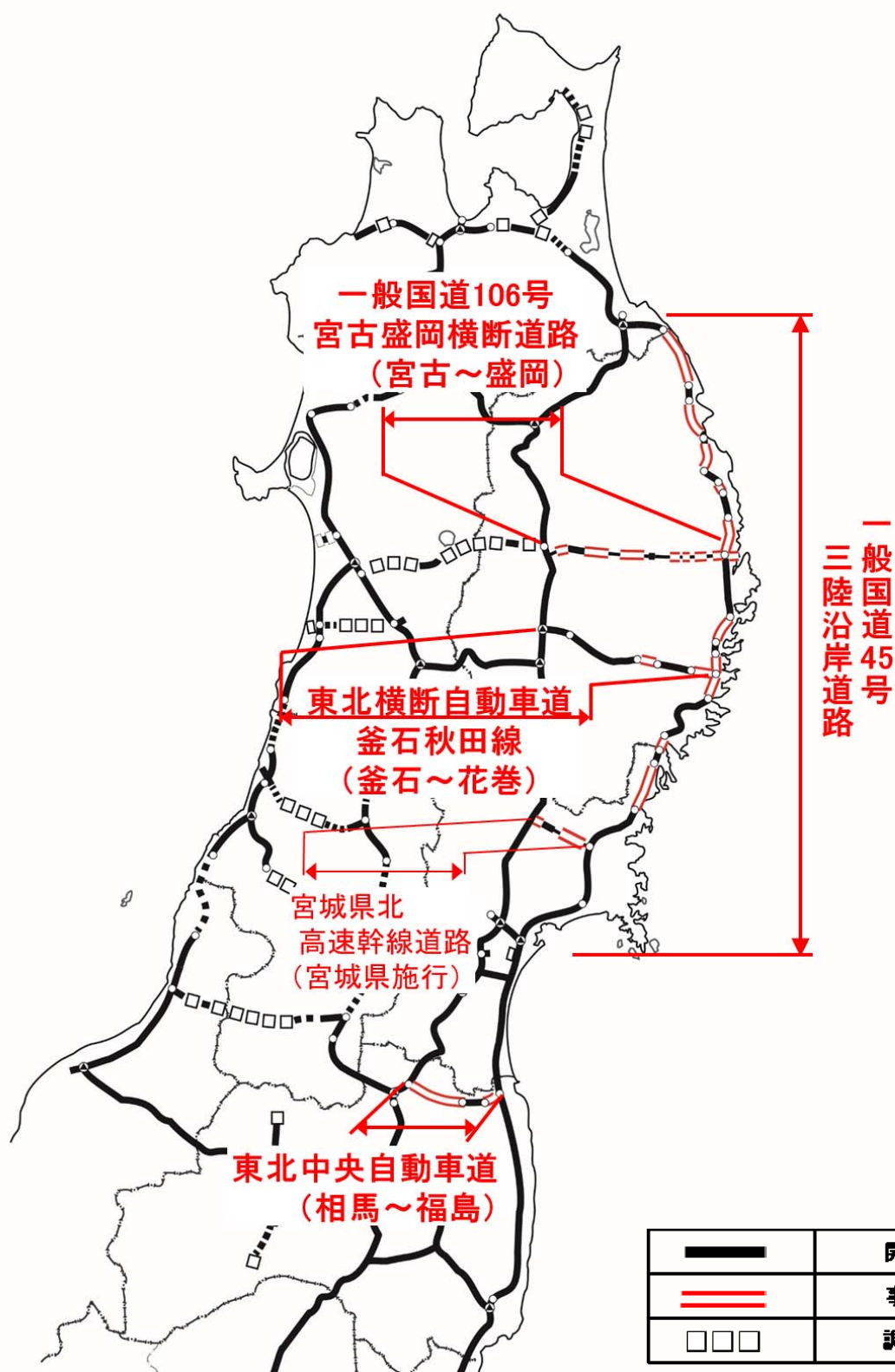
支援を一体的かつ時限的に実施

復興道路・復興支援道路の整備

(平成30年度予算案額: 2,089.6億円)

(平成29年度予算額: 2,399.5億円)

- 被災地復興のリーディングプロジェクトとして、復興まちづくりを支援するため、早期整備を推進。



森林整備事業（復旧・復興対策）

【平成30年度予算案額：6,315（5,857）百万円】

■事業内容

○「災害に強い森林づくり」

特用林産物の出荷制限地域を含む市町村において、森林所有者等が行う放射性物質対策と一体となった間伐・路網整備等を推進

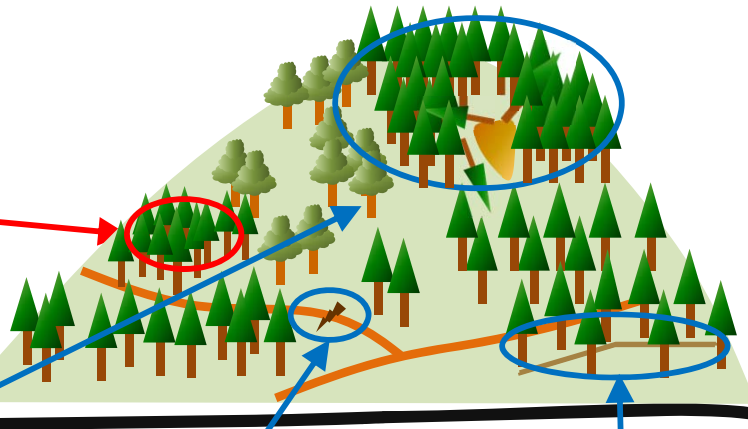
○「汚染状況重点調査地域等森林整備事業（公的主体による間伐等）」

汚染状況重点調査地域等において、放射性物質の影響等で所有者自らでは整備が進めがたい森林について、県・市町村の公的主体による間伐・路網整備等を推進（ふくしま森林再生事業は本事業を活用して実施）

■復旧・復興対策による効果

＜公的主体による間伐等＞

間伐・路網整備（森林作業道）の適切な実施により、放射性物質を含む土壌流出抑制



＜災害に強い森林づくり＞

間伐等を適切に実施し、公益的機能を持続的に発揮



＜災害に強い森林づくり＞

路網整備（森林作業道、林業専用道）により、森林施業を効率化



＜災害に強い森林づくり＞

柵工等を実施し、土砂の流出を抑制



■補助対象等

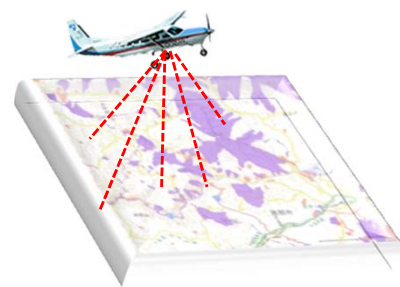
○補助対象

- ・間伐、森林作業道の開設等
- ・林業専用道の開設等（災害に強い森林づくりのみ）

○補助率等

- ・間伐、森林作業道 3/10
- ・林業専用道 50/100、45/100
- ・国有林直轄事業・水源林造成事業10/10

■航空レーザ計測の実施



○ 森林の現況や詳細な微地形の把握・解析が可能

○ 地形を3次元で計測するシステム

避難指示区域に指定されていた市町村を中心に効率的な路網計画策定のための航空レーザ計測等を支援。

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【復興】 (中小企業等グループ補助金)

平成30年度予算案額 **149.6億円 (210.0億円)**

(1) 中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
(2) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。

成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社 等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費、市場調査費 等
商業等の賑わい創出のためのイベント等の事業費 等

3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等 : 3/4（国1/2、県1/4）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

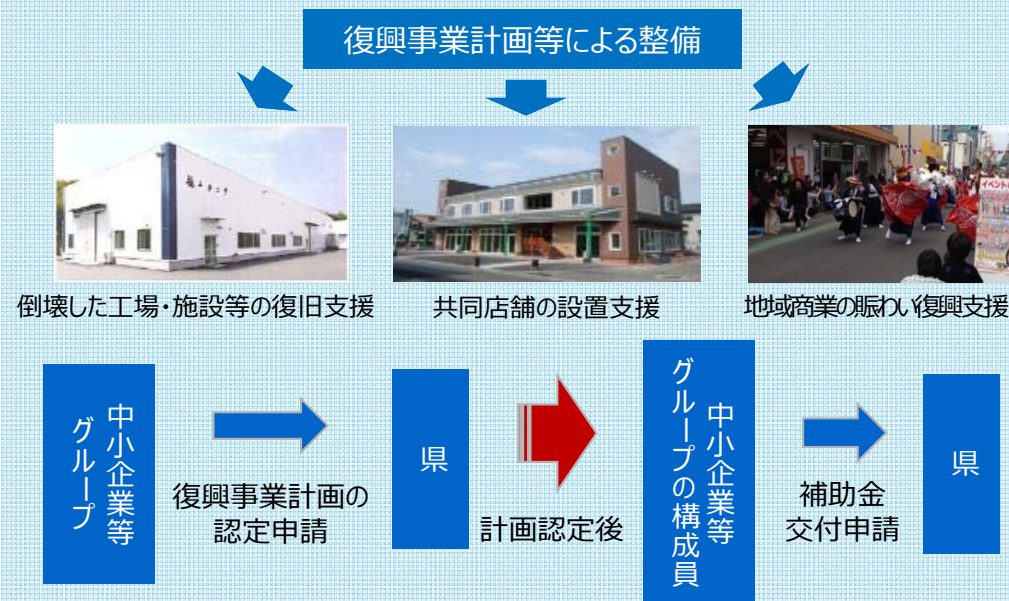
事業イメージ

(1) 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・サービス開発」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

(2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。



観光復興関連事業

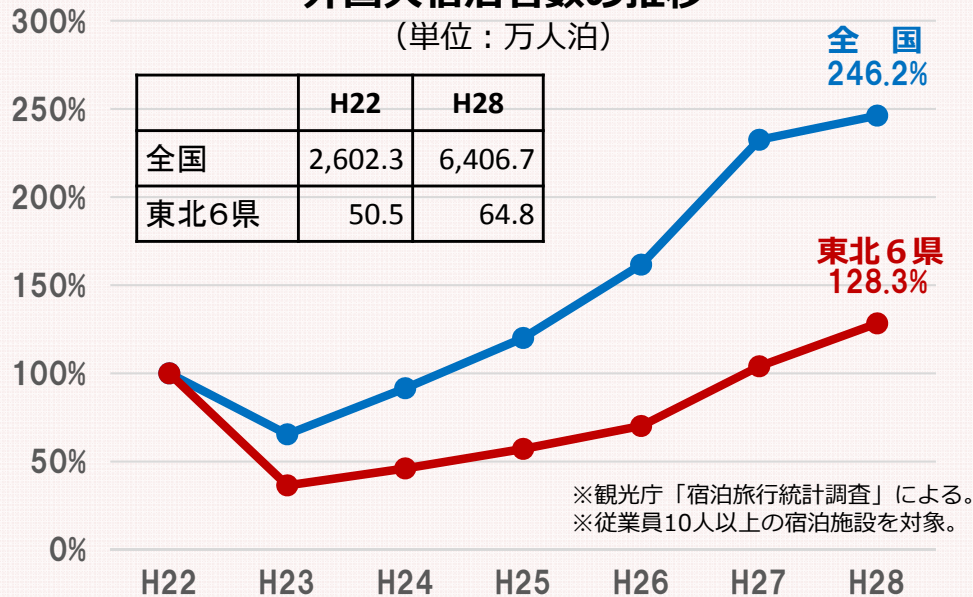
平成30年度予算案：50億円

- 東北の観光は、全国的なインバウンド急増の流れから大幅な遅れ。
- 「観光先進地・東北」に向けて、東北の外国人宿泊者数を平成32年までに150万人泊とする目標を設定するとともに、平成28年度から関連予算を大幅に増額。
- 引き続き、平成30年度も必要な予算を確保し、東北の観光復興を加速化。

東北のインバウンドの現状

外国人宿泊者数の推移

(単位：万人泊)



観光復興の成果（外国人宿泊者数）

- 平成28年(1月～12月)の対前年同期比
全国：+5.9% 東北6県：+23.4% 福島県：+48.2%

※観光庁「宿泊旅行統計調査」確報値による。
※従業員10人以上の宿泊施設を対象。

主な事業（H30予算案：50億円）

●東北観光復興対策交付金(観光庁)

(30予算案：33億円)

- －地域の発案に基づくインバウンドの誘客に向けた取組を支援。
- －東北各県が東北観光推進機構等と連携して行う広域的な取組を促進。

●東北観光復興プロモーション(観光庁)

(30予算案：10億円)

- －全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

●「新しい東北」交流拡大モデル事業（復興庁）

(30予算案：4億円)

- －外国人旅行者の誘客につながる民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援。

●福島県観光関連復興支援事業(観光庁)

(30予算案：3億円)

- －福島県が実施する教育旅行の誘致を含めた国内観光振興に関する取組を支援。

復興水産加工業等販路回復促進事業

【平成30年度予算案額： 1,254（1,477）百万円】

被災地の水産加工業の販路回復等のため、水産加工・流通の専門家による事業者の個別指導及びセミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等を支援。

補助対象

- ①復興水産加工業等販路回復促進指導事業
販路回復等に向けた個別指導経費、セミナー開催経費等を支援
- ②水産加工業等販路回復取組支援事業
個別指導を踏まえた取組に必要な加工機器整備費、放射能測定機器導入費、マーケティング経費等を支援
被災地水産加工業の復興の進捗状況に係る調査・分析を実施
- ③加工原料等の安定確保取組支援事業
被災地において加工原料を確保するため遠隔地から調達する際の運賃の掛かり増し経費の一部等を支援

補助率

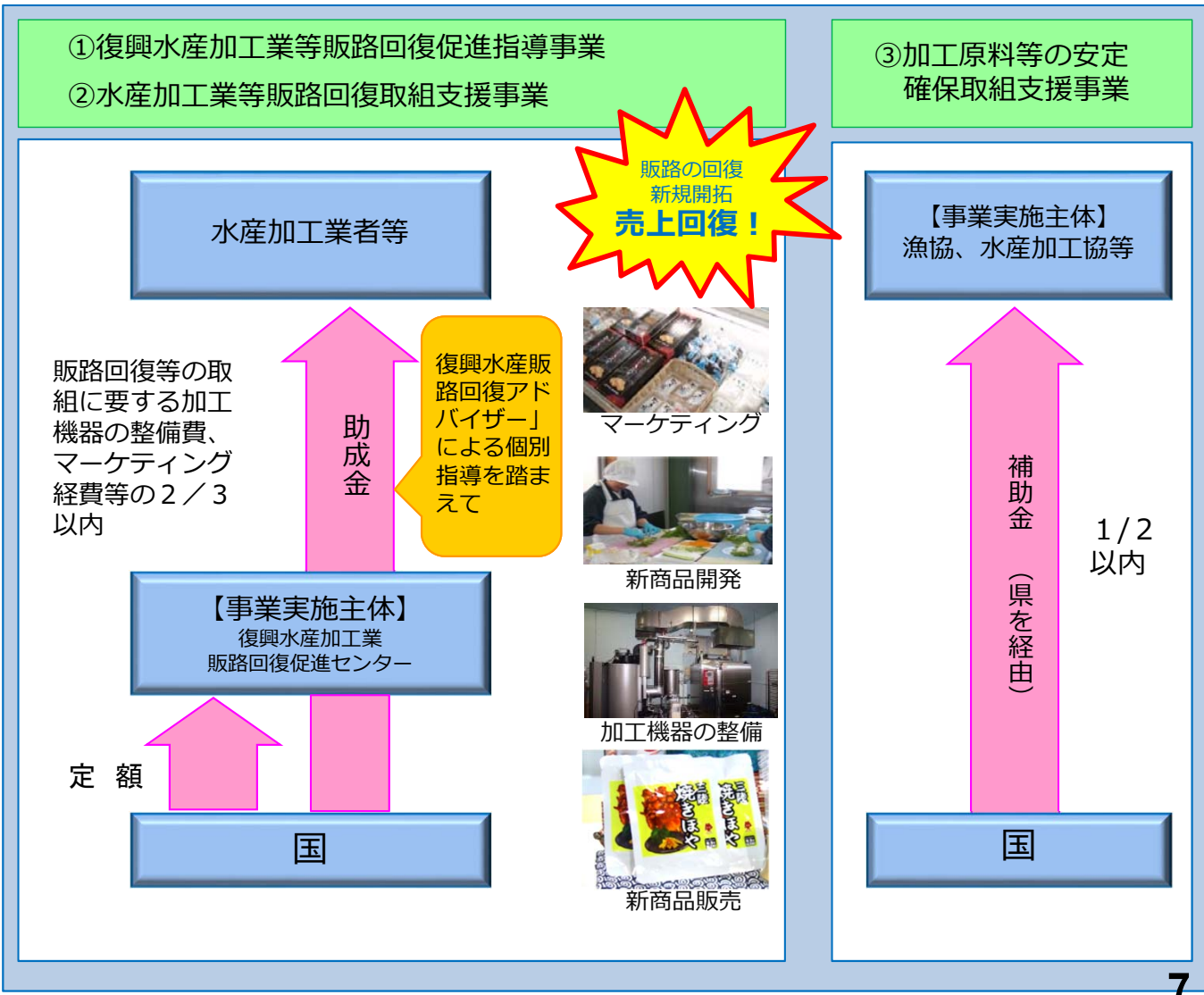
- ① 定額
- ② 定額、2 / 3 以内
- ③ 1 / 2 以内

事業実施主体

- ①、② 復興水産加工業販路回復促進センター
- ③ 漁業協同組合、水産加工協同組合等

交付先

- ①、② 復興水産加工業販路回復促進センター
- ③ 県



福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通、販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

生産段階

第三者認証GAP等取得促進事業

- ・ 第三者認証GAP等の取得経費
- ・ 研修会の開催
- ・ GAP指導員の育成
- ・ 産地のGAPの実践内容を確認するためのシステムの運営 等

環境にやさしい農業拡大事業

- ・ 有機JAS認証の取得経費
- ・ 有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入
- ・ 商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓 等

水産物競争力強化支援事業

- ・ 水産エコラベルの認証取得経費
- ・ 認証水産物のPR活動
- ・ 高鮮度流通の実証試験及びそれに必要な機器・設備の導入
- ・ 小売店、イベントでの直売 等

農林水産物の検査の推進

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質の検査
- ・ 産地における自主検査と検査結果に基づく安全性のPR

流通・販売段階

福島県産農産物等流通実態調査事業

国による福島県産農林水産物等の販売不振の実態と要因の調査

販路拡大タイアップ事業

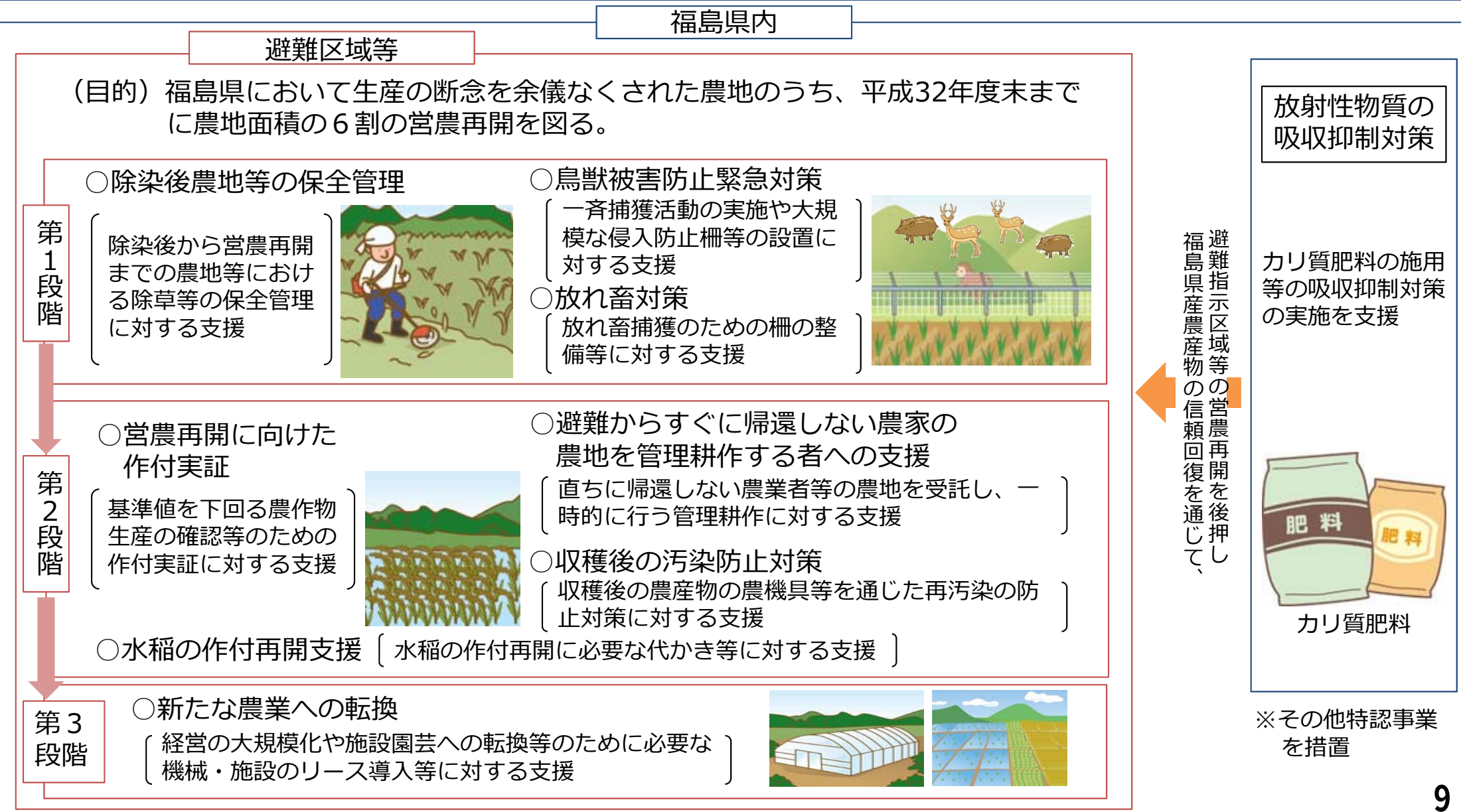
生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言

農産物等戦略的販売促進事業

- ・ 量販店での販売コーナーの設置、販売フェアの開催
- ・ オンラインストアにおける特設ページの運営
- ・ アンテナショップを活用した首都圏での販売促進
- ・ 商談会の開催 等



福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等において、除染後の農地の保安全管理、作付実証、放射性物質対策、新たな農業の転換等の営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援する。
(事業実施期間：平成24年度～平成32年度)



福島イノベーション・コースト構想関連予算（平成30年度予算案額 134.8億円（101.4億円））

- 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、拠点の整備を推進するとともに、地域産業の復興に資する実用化開発等を支援し、プロジェクトの事業化と具体化を図る。

農林水産省関係の取組

先端農林業ロボット研究開発事業

30年度:1.4億円(0.9億円)

- ・ 浜通り地域等における農作業等の超省力化の実現に向けて、地域条件に適合するロボット等の先端技術の開発及び改良・実証を支援。

- ・ 法面等の除草ロボット
- ・ 海岸防災林の苗木植栽ロボット
- ・ 主産品であるブロッコリーの収穫ロボット（新規）等



(除草ロボット)



（苗木植栽ロボット）

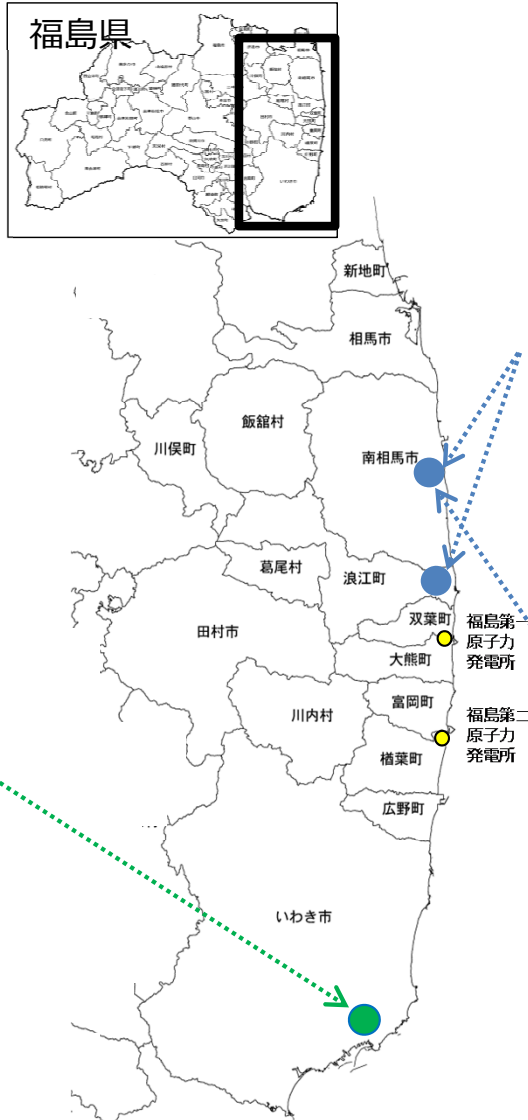
福島県水産試験研究拠点整備事業

30年度:3.6億円(2.9億円)

- 放射性物質関連の研究や漁業の復興に資する研究課題に対応するため、研究施設の整備等を支援。



イメージ図



経済産業省関係の取組

構想推進基盤整備事業

30年度:7.7億円(新規)

- 国、県と密接に連携して同構想の推進に取り組む民間団体等が、①拠点施設の運営等や、②構想の具体化に向けて関連プロジェクトの創出や関係主体間の連携促進などを、進めるために必要な費用を補助する。

福島ロボットテストフィールド

30年度:34.8億円(13.1億円)

- 福島浜通り地域等において、福島県の重点産業であるロボット分野の地元中小企業や県外先進企業による産業集積を構築し、被災地の自立と地方創生のモデルを形成するため、福島ロボットテストフィールド及び研究開発施設等を整備する。



イメージ図

共同利用施設（ロボット技術開発等関連）

30年度:17.7億円(12.8億円)

- 福島県浜通り地域等においてロボット分野等の先進的な共同利用施設の整備、設備の導入を行う。



イメージ図

地域復興実用化開発等促進事業

30年度:69.7億円(69.7億円)

- ・ ロボット技術等福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【復興】

平成30年度予算案額 **15.7億円（54.2億円）**

※29年度予算のうち、38億円は基金の積増によるもの

大臣官房福島復興推進グループ
福島事業・なりわい再建支援室
／福島新産業・雇用創出推進室
03-3501-1356 / 03-3501-8574

事業の内容

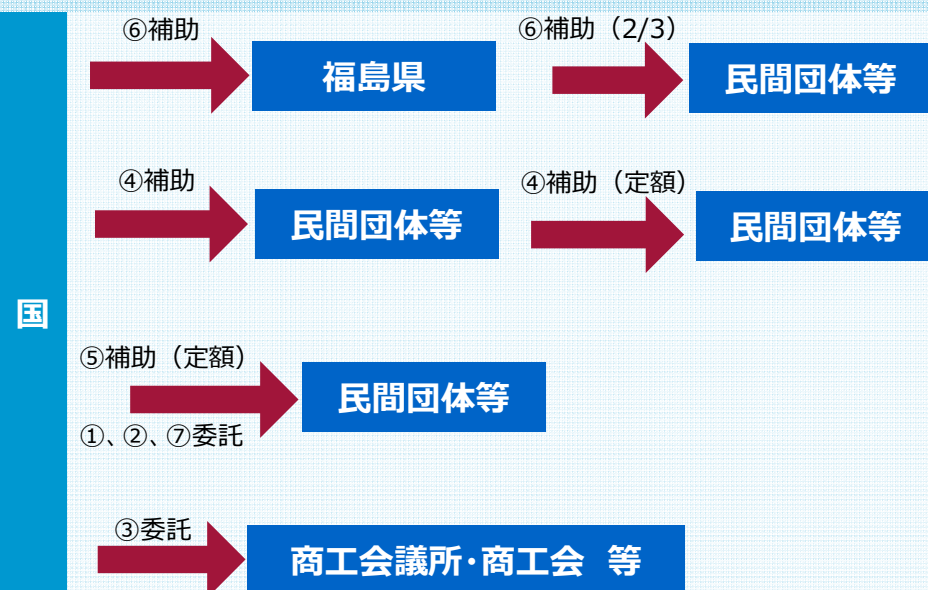
事業目的・概要

- 避難指示等の対象である被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、12市町村の事業者の自立へ向けて、事業や生業の再建等を支援します。また、事業者の帰還、事業・生業の再建等を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図り、まちの復興を後押しします。

成果目標

- これらの支援策の実施を通じて、事業者の自立を図ります。また、事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、まちの復興を後押しします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

① 人材マッチングによる人材確保支援事業【委託：継続】＜5.0億円＞

12市町村内外からの人材確保を図るため、官民合同チームの個別訪問と連携し、事業者が求める人材ニーズをきめ細かく把握してマッチングを行う。

② 6次産業化等に向けた事業者間マッチング支援事業【委託：継続】＜3.7億円＞

販路開拓や新ビジネスの創出に向けて、事業者の抱える課題等を把握し、課題に応じた専門家の派遣や事業者間マッチング等を行う。

③ 商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託：継続】＜1.0億円＞

各商工会議所、商工会の広域的な連携を強化し、市町村の枠を超えた事業者間の連携等の促進を図る。また、事業者を対象としたセミナー等を開催する。

④ つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助：継続】＜1.6億円＞

地元農工商産品等を活用したイベント開催や退職技術者による技術伝承の取組など、地域の人と人とのつながり回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を行うグループ等の活動を支援する。

⑤ 生活関連サービスに要する移動・輸送等手段の確保支援事業【補助：継続】＜2.3億円＞

12市町村内に帰還した住民が必要とする、衣・食・医等に関する生活関連商品の購入や幅広いサービスの利用に必要となる移動・輸送手段等を支援する。

⑥ 創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業【補助：継続】＜1.2億円＞

産業基盤の再構築や「まち」の活性化を図るため、市町村が策定する復興計画等に沿った形で新規創業や12市町村外からの事業展開等を行う事業者に対し、設備投資等に係る費用の一部を補助する。

⑦ 創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託：継続】＜0.9億円＞

12市町村において、新規創業や12市町村外からの事業展開等が活発に行われるような環境を整備するため、店舗等の物件紹介や物件データベースの整備、創業者向けのセミナーなどを開催する。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【復興】

平成30年度予算案額 **80.0億円（185.0億円）**

I:地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課 03-3501-1677
II①:福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室 03-3501-8574
II②:中小企業庁 商業課 03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用創出及び産業集積を図ります。
- 加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めます。

対象地域	1 2 市町村の避難指示区域等
対象経費	用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等
交付要件	投資額に応じた一定の雇用の創出など
実施期限	申請期限：30年度末まで 運用期限：32年度末まで

成果目標

- 被災者の「働く場」を確保し、生活基盤を取り戻すため、企業立地を推進し、自立・帰還を加速させることで、雇用創出及び産業集積、商業回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

I 製造・サービス業等立地支援事業

- 対象業種：**
製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等
- 対象施設：**
工場、物流施設、試験研究施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設 等
- 補助率：**
 - 避難指示区域、解除後1年までの避難解除区域
中小企業 3/4～2/3、大企業 2/3～1/2
 - 避難解除区域等
中小企業 2/3～1/2、大企業 1/2～2/5



II 商業施設等立地支援事業

- 対象施設：**商業施設（①公設型、②民設共同型）
- 補助率：**避難指示区域、避難解除区域等
自治体、民間事業者等 3/4以内



福島再生加速化交付金（復興庁原子力災害復興班）

30年度概算決定額 **828億円**【復興】
（29年度予算額 807億円）

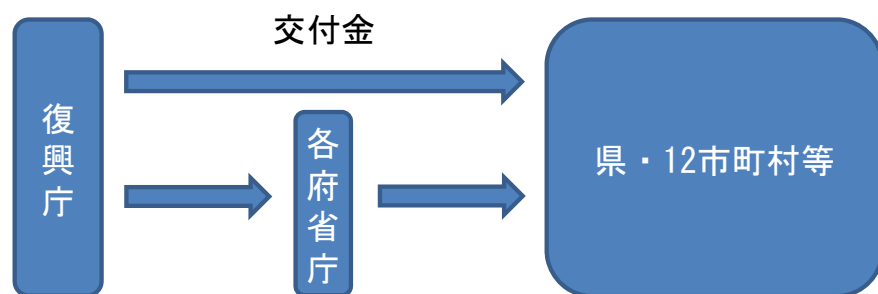
事業概要・目的

- 「復興基本方針」（抄）
ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援を実施する。（P. 29、6(1)①(iv)）
- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- (1)対象区域
避難指示を受けた12市町村等（各事業に応じて対象地域を設定）
- (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備 （復興拠点、災害公営住宅等の整備等） ○放射線への健康不安・健康管理対策等（個人線量の管理等） ○営農・商工業再開に向けた環境整備 （農地・農業用施設、産業団地の整備等）
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等 （復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等） ○復興公営住宅での生活支援 （コミュニティ交流員の配置等）
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保 （遊具の更新、地域の運動施設の整備等） ○基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策 （プレイリーダーの養成等）
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けた ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等に対する支援 ○構想推進に係る拠点周辺の生活環境整備等に向けた支援

福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費（復興庁原子力災害復興班）

30年度概算決定額 150億円【復興】

（29年度予算額 181億円）

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原発事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

事業イメージ・具体例

（1）対象区域

・原子力被災12市町村

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

（2）実施事業の例

① 生活環境の改善のための取組

- ★ 公共施設・公益的施設の機能回復
施設の清掃・修繕（消耗品の交換を含む） 等

② 避難解除区域への帰還加速のための取組

- ★ 喪失した生活基盤施設の代替、補完
医療・介護サービス提供支援、交通支援 等
- ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
住民への情報提供、被災者の交流事業 等

③ 直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等

- ★ 荒廃抑制、保全対策
火災防止のための除草、防犯パトロール、鳥獣被害対策 等
- ★ 住民の一時帰宅支援
バスの運行、仮設トイレの設置 等

資金の流れ



期待される効果

- 原子力災害の被災市町村の生活環境の改善、帰還の支援、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。

鳥獣被害対策

福島生活環境整備・帰還再生加速事業の内数（復興庁）

帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業（環境省）4.2億円

計20億円程度を想定

背景・現在の取組み

- 避難12市町村においては、長期間住民が避難していたため、人里でのイノシシ等の出没が増加、家屋への侵入の被害が発生するなど、帰還の妨げになっている。
- 平成29年1月「避難12市町村鳥獣被害対策会議」（国、福島県、市町村、専門家チーム）が発足、専門的な知見を活用し、各市町村の鳥獣被害防止計画策定を支援。

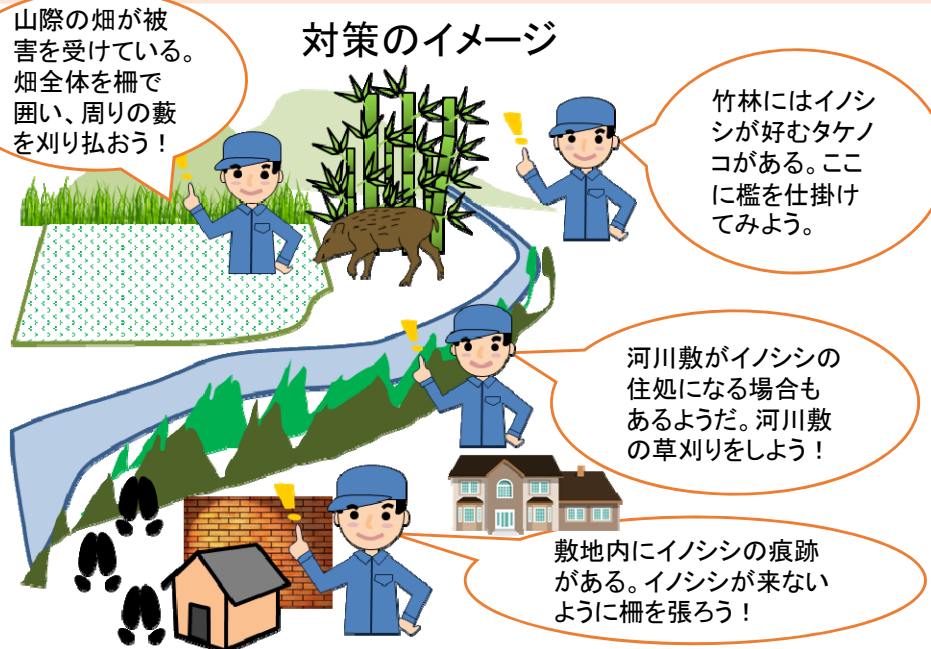


事業内容

○平成30年度は、計画を踏まえ、

- ①環境整理（イノシシの住処の草刈）
- ②行動制限（柵の設置）
- ③捕獲（わなの設置）
- ④処分

を強化。



①環境整理

イノシシ等の住処となる場所の草刈を実施し、生息適地を減少させる。

②行動制限

市街地の周辺等において防護柵の設置を拡大し、人里への侵入を防止する。



③捕獲

帰還困難区域でイノシシのはこわなを大幅に増設したり、ICTを活用したわな監視装置を導入するなどの対策を実施し、捕獲頭数を増やす。



④処分

微生物による分解処理装置を増設するなど、処理頭数を増やす。



中間貯蔵施設の整備等

平成30年度予算（案）
279,902百万円（187,561百万円）

背景・目的

- ・福島県内では、除染に伴い放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生。現時点で、これらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- ・除染後の土壌等は、各地で仮置きされている状態であり、一刻も早くこれを解消する必要。
- ・福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設等について、引き続き地元の御理解を得ながら、整備等を着実に実施するため政府として全力を尽くす。

事業スキーム

国による整備

※施設の建設、除染土壌等の輸送等は民間事業者への請負工事で、管理運営等は中間貯蔵・環境安全事業(株)に委託して実施

事業概要

- (1) 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得 406億円
- (2) 中間貯蔵施設の建設、管理運営、除染土壌等の輸送等 2,335億円
- (3) 最終処分に向けた除染土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 56億円
- (4) 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 2億円

期待される効果

中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。



除染土壌等の受入・分別施設（双葉工区）



土壌貯蔵施設の建設状況（大熊工区）



平成30年度予算(案)
145,542百万円 (185,123百万円)

【背景】

- ①平成23年3月11日に東日本大震災が発生。
- ②東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出。
- ③放射性物質が風によって広い地域に移動・拡散し、雨等により地表や建物、樹木等に降下。
- ④これが、生活ごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わらやたい肥等に付着し、放射性物質により汚染された廃棄物が発生。

【目的】

放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進める。

【対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理】

国が直轄で処理を実施。

【農林業系廃棄物の処理、廃棄物処理施設モニタリング等】

国が市町村、民間団体に補助を実施。

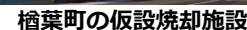
期待される効果

放射性物質による環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。

事業概要

○対策地域内廃棄物の処理 838億円

- 汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域及び旧計画的避難区域等)の災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)は、国が直轄で処理を行う。
- 対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理及び埋立処分等を行う。



○指定廃棄物の処理 573億円

- 放射性物質による汚染状態が基準(8千Bq/kg)を超え、環境大臣の指定を受けたもの(指定廃棄物)については国が直轄で処理を行う。
- 指定廃棄物の減容化処理を進めるとともに、一時保管されている指定廃棄物の保管強化を支援する。
- 指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等の整備に向けた取組を推進する。

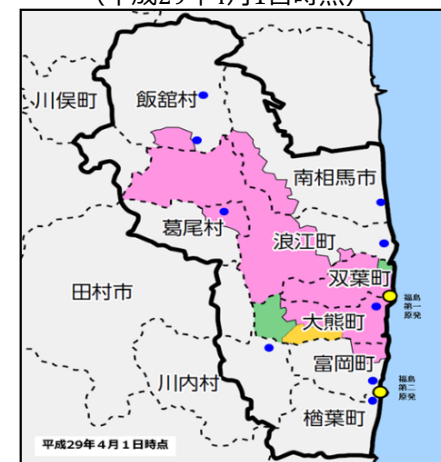
○農林業系廃棄物の処理 39億円

- 市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。
- 補助対象者:市町村等 補助率:1／2

○廃棄物処理施設モニタリング等 5億円

- 特措法に基づく特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等の安全対策等に要する費用を補助する。
- 補助対象者：市町村等、民間団体 補助率：定額

汚染廃棄物対策地域の状況
(平成29年4月1日時点)



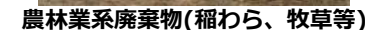
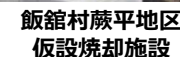
● 仮設焼却施設
(建設工事中等を含む)

■ 汚染廃棄物対策地域

■ 居住制限区域

■ 避難指示解除準備区域

■ 帰還困難区域





背景・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施計画の策定及び除染、除去土壌等の仮置場等での保管を実施し、面的除染は平成28年度におおむね完了した。平成29年度以降は、面的除染完了後の事後処理を実施する。

事業概要

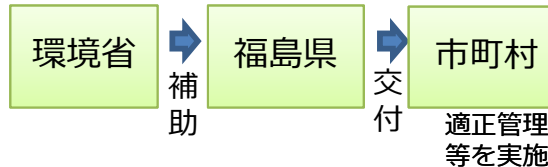
- (1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・搬出等
73,274百万円（161,718百万円）
〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ、里山再生モデル事業等〕
- (2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する財政措置
47,938百万円（123,746百万円）
〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ、里山再生モデル事業等〕

主な事業スキーム

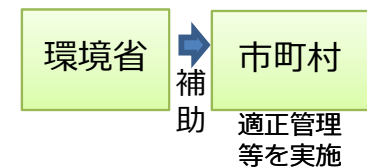
【除染特別地域】 国（環境省）が適正管理等を実施

【除染実施区域】

○福島県内



○福島県外

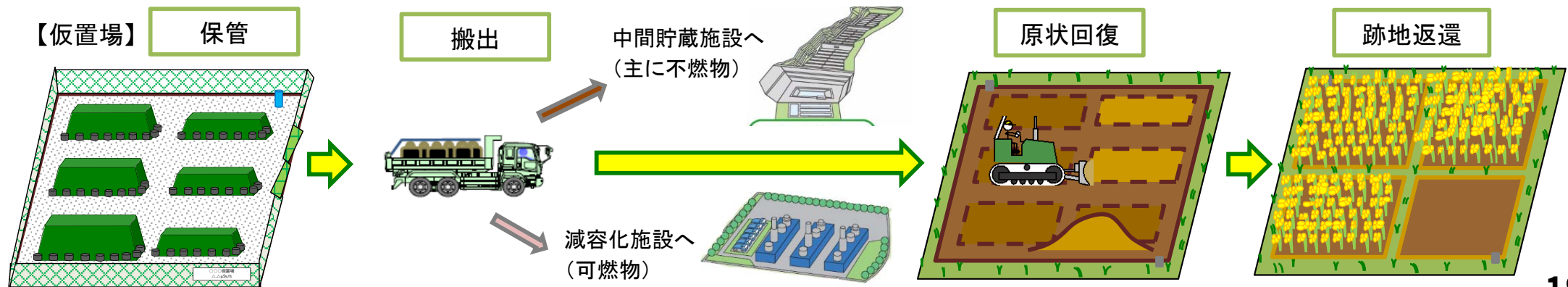


期待される効果

福島県を始めとする被災地への住民の帰還促進及び被災地での復興の本格化。

イメージ

仮置場での保管(適正管理)～搬出～原状回復～跡地返還までの流れ



風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの強化

福島第一原発事故後6年9か月が経過した今なお残る風評被害や偏見・差別の解消に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション戦略」を策定し、広く国民一般に対して情報発信することに重点。

政府全体の戦略の下に、関係府省庁が連携して統一的に取組を実施

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(平成29年12月12日策定)

- Ⅰ「知ってもらう」、Ⅱ「食べてもらう」、Ⅲ「来てもらう」の3つの視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について、シンプルかつ重要な事項順に整理
- テレビやインターネット等複数の媒体を使うメディアミックスによる情報発信、放射線に関する副読本の改訂、輸入規制緩和・撤廃に向けた草の根からの働きかけ、福島県を訪ねてもらい復興に正面から向き合う人に会ってもらうことで被災地に理解を深める「ホープツーリズム」の推進等を位置付け

【具体的な取組】

放射線リスクに関する情報発信(復興庁;3億円【復興】)

放射線副読本の改訂・普及(児童生徒用)(文部科学省;2億円【復興】)

学校教育における放射線に関する教育の支援(文部科学省;0.3億円【一般】)

食品安全に関するリスクコミュニケーションや情報発信の強化(消費者庁;0.4億円の内数【一般】)

放射線による健康不安に対するリスクコミュニケーション(環境省;13億円の内数【一般】)

地域の魅力等発信基盤整備事業(経済産業省;2億円【復興】)

福島県農林水産業再生総合事業(農林水産省;47億円【復興】)

観光復興関連事業(国土交通省、復興庁;50億円【復興】)

相談員育成・配置事業(福島再生加速化交付金(復興庁);828億円の内数【復興】) 等

